

# 保育者養成における「子どもの権利条約」に基づく 保育実践への課題 —「保育原理」「教育原理」の教科書内容分析から—

Issues for Childcare Practices Based on the Convention on the Rights of the  
Child in the Teachers Training School Specified by Government  
—Analysis of Textbook Content on “Principles of nursery care and education”  
and “Principles of Education”—

矢野 景子<sup>1)</sup>

YANO Keiko

岡本 弘子<sup>2)</sup>

OKAMOTO Hiroko

金田 利子<sup>3)</sup>

KANEDA Toshiko

新島 一彦<sup>4)</sup>

NIIJIMA Kazuhiko

川喜田 昌代<sup>5)</sup>

KAWAKITA Masayo

瀧口 優<sup>6)</sup>

TAKIGUCHI Masaru

内藤 知美<sup>7)</sup>

NAITO Tomomi

<sup>1)</sup>十文字学園女子大学 人間生活学部 人間福祉学科

Department of Human Welfare, Faculty of Human Life, Jumonji University

<sup>2)</sup>群馬医療福祉大学 社会福祉学部 社会福祉学科

Department of Social Welfare, Faculty of Social Welfare, Gunma University of Health and Welfare

<sup>3)</sup>フェリシアこども短期大学 国際こども教育学科

Department of ICO, Felicia College of Childhood Education

<sup>4)</sup>平成国際大学 名誉教授

Heisei International University emeritus professor

<sup>5)</sup>埼玉学園大学 人間学部 こども発達学科

Faculty of Human Sciences, Department of Child Development, Saitama Gakuen University

<sup>6)</sup>白梅学園短期大学 名誉教授

Siraume Gakuen University & College emeritus professor

<sup>7)</sup>田園調布学園大学 子ども未来学部 子ども未来学科

Department of Child Educare and Child Development, Den-en Chofu University

キーワード：保育者養成、子どもの権利条約、保育原理、教育原理、保育実践

## 要 旨

保育士養成課程および幼稚園教諭に関する教職課程における養成課程（以下、保育者養成課程）において、子どもの権利意識の醸成と学びの深化は喫緊の課題となっている。本研究は、保育および教育の原理について理解する科目に着目し、平成29年告示、平成30年施行となった保育所保育指針、幼稚園教育要領、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に準拠する「保育原理」、「教育原理」の教科書のテキスト分析より、保育者の専門職性の養成がどのように行われているのか、その実態をモニタリングすることを目的とした。

その結果、原理科目の教科書における子どもの権利条約の取り扱いの傾向として、「保育の意義および目的」にて子ども観の変遷より子どもの最善の利益の理念が示された。また、「思想と法や制度の歴史的変遷」にて、子どもの権利条約の思想および歴史的変遷の説明がなされていることが明らかとなった。一方、子どもの理解に基づく保育の過程（計画・実践・記録・省察・評価・改善）とその循環（「保育原理」）や保育内容、また、教育の実践（教育実践の基礎理論/内容・方法・計画と評価）および教育実践の多様な取り組み（「教育原理」）においては取り上げている出版社が希少であり、子どもの権利の理解に基づく実践内容の記載が原理科目の教科書に記述されない実態が明らかになった。

原理科目の教授内容において、思想や歴史的変遷にとどまらず、現代的課題や保育や学校教育を超えた福祉と教育や家庭・子育てに踏み込んで子どもの権利条約の観点を含む出版社もあり、「保育原理」と「教育原理」が福祉と教育および子ども家庭福祉の観点より、近接になっていることも示唆された。「保育原理」「教育原理」科目の目標を考慮すると、原理科目にとどまらず、保育内容や計画評価においても子どもの権利の理解に基づく教授内容が必要である課題が残された。

## I. 問題の所在

児童福祉法改正（2017年4月施行）により「第1条 全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのつとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する。第2条 全て国民は、児童が良好な環境において生まれ、かつ、社会のあらゆる分野において、児童の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう努めなければならない。②児童の保護者は、児童を心身ともに健やかに育成することについて第一義的責任を負う。③国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う」<sup>1)</sup>と記され、権利主体としての能動的権利が明示された。

また、こども基本法が令和4年6月に成立、令和5年4月より施行され、こども家庭庁は、「心身の発達の過程にある者（以下「こども」という。）が自立した個人としてひとしく健やかに成長することのできる社会の実現に向け、子育てにおける家庭の役割の重要性を踏まえつつ、子どもの年齢及び発達の程度に応じ、その意見を尊重し、その最善の利益を優先して考慮することを基本とし、こども及び子どものある家庭の福祉の増進及び保健の向上その他のこどもの健やかな成長及び子どものある家庭における子育てに対する支援並びに子どもの権利利益の擁護に関する事務を行うことを任務とする。」<sup>2)</sup>と

記している。また、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）に規定する認定こども園に関する制度に関すること。」<sup>3)</sup>「子どもの保育及び養護に関するこども園についての規制を設けること。」<sup>4)</sup>を管轄することになる。

さらに、不適切な保育への対応の実態の把握に関しては、「保育所等における虐待等に関する対応について」に示される通り、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第9条の2において「児童福祉施設の職員は、入所中の児童に対し、（中略）当該児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない」<sup>5)</sup>との不適切な保育や虐待を禁止する旨の規定が置かれ、幼保連携型認定こども園についても、幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号）第13条により準用）にて同様に示されている。

保育士養成課程および幼稚園教諭に関する教職課程における養成課程（以下、保育者養成課程）において、子どもの権利意識の醸成と学びの深化は喫緊の課題となっている。保育および教育の原理について理解する科目として、保育士指定養成課程では、【保育の本質・目的に関する科目】として「保育原理」および「教育原理」を位置づけている。また、幼稚園教諭養成課程においても、「各科目に含めることが必要な事項（教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想）」を置き、平成30年には「教職課程認定基準」の要件と、「教職課程カリキュラム」の要件を満たす基準と保育士養成課程における「教育原理」との整合性が図られ、モデルカリキュラムも示されている。

保育士養成課程における「保育原理」の科目目標として、「1. 保育の意義及び目的について理解する。2. 保育に関する法令及び制度を理解する。3. 保育所保育指針における保育の基本について理解する。4. 保育の思想と歴史的変遷について理解する。5. 保育の現状と課題について理解する。」<sup>6)</sup>と示されている。また、保育士養成課程における「教育原理」においては、「1. 教育の意義、目的及び子ども家庭福祉等との関わりについて理解する。2. 教育の思想と歴史的変遷について学び、教育に関する基礎的な理論について理解する。3. 教育の制度について理解する。4. 教育実践の様々な取り組みについて理解する。5. 生涯学習社会における教育の現状と課題について理解する。」<sup>7)</sup>と示されている。幼稚園教諭に関する教職課程カリキュラムにおいても「(1)教育の基本的概念教育の基本的概念を身に付けるとともに、教育を成り立たせる諸要因とそれら相互の関係を理解する。(2)教育に関する歴史教育の歴史に関する基礎的知識を身に付け、それらと多様な教育の理念との関わりや過去から現代に至るまでの教育及び学校の変遷を理解する。(3)教育に関する思想教育に関する様々な思想、それらと多様な教育の理念や実際の教育及び学校との関わりを理解している。」<sup>8)</sup>と示され、保育および教育意義及び目的、基本的概念を理解する根幹の科目といえる。

筆者らは、先行する研究として、「保育の本質・目的に関する科目」および「教育の基礎的理解に関する科目」である「保育原理」及び「教育原理」に着目し、保育者養成のカリキュラムに「子どもの権利条約（Convention on the Rights of the Child、以下CRCと表記）」がどのように位置づき、保育者の専門職性の養成が行われているのか、その実態をモニタリングすることを目的とし、「保育原理」および「教育原理」の教科書の分析を行い、教科書の記載内容からCRCとの関連を整理した。その結果、保育原理、教育原理における教授内容とCRCの取り扱い内容の分析から、実践に関連した事例がみられないこと（原理と実践の乖離）を示してきた。また、保育者養成における「子どもの権利条約」の学びに関する今後の展望として、実践の創造と、実践と理論の結合の役割を果たせる原理系テキストについていくということを課題として見い出した<sup>9)</sup>。本研究は、先行した研究にて課題として残された保育者養成における課題を探求するため、「保育原理」および「教育原理」の教授内容と記述内容に着目する。

原理科目において、CRCが教授内容のどの項目に、どのように取り扱われているのか、その特徴と傾向について分析を行い、関連図の作成から、保育者養成課程における子どもの権利意識醸成にむけたCRCの課題を検討することを目的とする。

## II. 方法

養成課程における教授科目である「教育原理」及び「保育原理」の教科書を分析対象とし、レビュー・マトリックス（①出版社名②書名③科目④子どもの権利条約が扱われている頁⑤子どもの権利条約の目次の章のタイトル⑥子どもの権利条約の目次の節のタイトル⑦著者（該当の章・節を書いた人）⑧記載内容）を作成した。対象テキストは、授業担当者のシラバス及び関連出版社を参考に、各科目にて取り扱われているテキストのリストを抽出した。平成29年告示、平成30年施行となった保育所保育指針、幼稚園教育要領、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に準拠するテキストとして、出版社15社29冊を抽出した。分析対象に該当したテキストは、出版社の特徴や理念等も考慮し、2科目が同一のシリーズであるものを対象として選択し、8社16冊とした。本研究の結果については、記述内容の分析を理由とし、出版社の比較とならないようA社～H社と記した。保育士養成課程における教授内容（「保育原理」、および「教育原理」）においてCRCの記載内容のみられる箇所を分析し、特徴と傾向を抽出した。

## III. 結果と考察

### 1. 「保育原理」教授内容とCRCの取り扱い

表1に示す通り、「保育の意義及び目的」にて、CRCの取り扱いがみられた。特に〈保育の理念と概念〉(D、F、H社)や〈子どもの最善の利益と保育〉(D社)にて、子どもの最善の利益を取り上げている。また、「保育に関する法令及び制度」にて、児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）の歴史的変遷や法令を取り上げて、児童の定義や子どもの権利条約の4つの柱などの説明がなされている。特に、〈子ども家庭福祉の法体系における保育の位置付けと関係法令〉では5社(A、D、E、G、H社)がCRCを取り扱っており、関係法令として子どもの権利条約が位置づいている。さらに、「諸外国の保育の思想と歴史」(D、H社)において、子ども期の特性と人権、およびその歴史について触れ、CRCの変遷を取り上げている。C社のみ、〈子ども理解に基づく保育の過程とその循環〉において、保育者の保育の過程において、その視点にCRCの理念があることを取り上げていた。「児童福祉法や児童の権利に関する条約等、関連法令を理解する。」を取り上げているにとどまっている。また、B社は子どもの育ちを教育と福祉の視点から支えることの重要性をあげ、子どもの教育は、教育にかかわることそれだけで成立するのではなく、子どもの発達の特徴をふまえたとき、教育と福祉の両方の視点から子どものかかわりを見る視点、とりわけ、その根底には子どもの権利条約に示された一人の人として子どもを尊重する姿勢が必要となることを強調している。また、B社はCRCの観点にみる保育の現状と課題においても、CRCを取り上げ、①2019年、国連子どもの権利委員会は、この条約にもとづき、日本に対し、児童虐待への対策強化を勧告したこと②日本は、世界中の児童ポルノの主要な発信源となっている。「JKビジネス」に代表される、児童や若者の性の商品化は、非常に深刻な状況にあること③アメリカ国務省が発行する『人身取引報告書 Trafficking in Person Report 2017』では、人身取引について、日本は欧米先進国と異なり、段階1（アメリカの法律が定める最低基準を順守）ではなく、段階2（対

表1. 「保育原理」 教授内容とCRCの取り扱い

<教科目名> 保育原理（講義・2単位）		<目標>
1. 保育の意義及び目的について理解する。		
2. 保育に関する法令及び制度を理解する。		
3. 保育所保育指針における保育の基本について理解する。		
4. 保育の思想と歴史的変遷について理解する。		
5. 保育の現状と課題について理解する。		
保育原理 教授内容		CRCに関する記述の取り扱い
<b>1. 保育の意義及び目的</b>		
(1)保育の理念と概念		D社/F社/H社
(2)子どもの最善の利益と保育		D社
(3)子ども家庭福祉と保育		0
(4)保育の社会的役割と責任		B社/C社
<b>2. 保育に関する法令及び制度</b>		
(1)子ども家庭福祉の法体系における保育の位置付けと関係法令		A社/D社/E社/G社/H社
(2)子ども・子育て支援新制度		B社/G社
(3)保育の実施体系		0
<b>3. 保育所保育指針における保育の基本</b>		
(1)保育所保育指針		0
(2)保育所保育に関する基本原則		0
(3)保育における養護		0
(4)保育の目標		0
(5)保育の内容		0
(6)保育の環境・方法		0
(7)子どもの理解に基づく保育の過程(計画・実践・記録・省察・評価・改善)とその循環		C社
<b>4. 保育の思想と歴史的変遷</b>		
(1)諸外国の保育の思想と歴史		D社/H社
(2)日本の保育の思想と歴史		0
<b>5. 保育の現状と課題</b>		
(1)諸外国の保育の現状		0
(2)日本の保育の現状と課題		B社
その他		
※B社:教育と福祉の項目にて(独自)		
※D社:福祉とは、教育とは、子どもとは、遊びとは (独自)		

策不十分）の国として位置づけられ、日本は、許しがたい人権侵害の加害国として、世界的に認知されつつあることも明記している。独自の項目として、D社は、遊ぶ権利に照射し、「子どもの遊ぶ権利のための国際協会」により1977年に「子どもの遊ぶ権利宣言」がなされていること、また「子どもの権利条約」（1989年）では、第31条に子どもの遊ぶ権利について言及されていることを明示している。

「保育原理」におけるCRCの取り扱いの特徴として、子ども家庭福祉や子ども・子育て支援の関係法令の章にて、歴史的な変遷および児童の定義や子ども観の変遷についての取り扱いがみられた。また、保育の意義及び目的の項目にて、子どもの権利条約の基本原則（4つ）に加え、子どもの最善の利益について取り扱っている特徴がみられた。B社のように、CRCを基本として各章や項に一貫してCRCの理念が位置づいている教科書がある一方で、関係法の説明や子どもの最善の利益を説明する根拠としての提示にとどまるものもみられた。保育者の専門性や保育実践につながる省察、計画評価について言及しているのはC社のみであったことからも、概念の理解にとどまり、実践との関連は明示されていないことが明らかとなった。

## 2. 「教育原理」教授内容とCRCの取り扱い

表2に示す通り、「教育原理」の柱となる教育観や子ども観について、CRCの取り扱いがみられた。4社（C、D、F、H）が「教育の意義、目的及び子ども家庭福祉との関連性」〈教育と子ども家庭福祉の関連性〉において、児童福祉の理念に基づく教育と福祉の観点として、CRCを取り扱っている。C社は自己決定の重視と子どもの最善の利益の保障をあげ、CRCは、子どもが一人の固有の人格であり、子どもの意見表明権、思想信条の自由、表現の自由などを認めたところに大きな特徴もつことを明記している。さらに、「子どもの最善の利益」に触れ、保護・育成される権利だけではなく、子どもの主体的な言動を尊重し、能動的権利を認めたことに加え、子どもへのかかわりにおいては、「子どもの最善の利益」を考慮することが明確化されたことを解説している。一方、F社は、子ども家庭福祉施策は、日本国憲法や児童の権利に関する条約、児童福祉法や児童虐待の防止等に関する法律、子ども・子育て関連3法等に基づき、母子保健施策、地域の子育て支援施策、保育施策、児童健全育成施策、養護等を必要とする子どもへの施策、ひとり親家庭への施策等が展開されていることを取り上げ、施策の流れにおけるCRCとして取り扱っている。

表2. 「教育原理」教授内容とCRCの取り扱い

<教科目名> 教育原理（講義・2単位）		<目標>
教育原理 教授内容	CRCに関する記述の取り扱い	
<b>1. 教育の意義、目的及び子ども家庭福祉等との関連性</b>		
(1)教育の意義	F社	
(2)教育の目的	H社	
(3)乳幼児期の教育の特性	0	
(4)教育と子ども家庭福祉の関連性	C社/D社/F社/H社	
(5)人間形成と家庭・地域・社会等との関連性	E社	
<b>2. 教育の思想と歴史的変遷</b>		
(1)諸外国の教育の思想と歴史	D社	
(2)日本の教育の思想と歴史	E社/H社	
(3)子ども観と教育観の変遷	A社/B社/C社/D社/G社	
<b>3. 教育の制度</b>		
(1)教育制度の基礎	C社	
(2)教育法規・教育行政の基礎	B社	
(3)諸外国の教育制度	H社	
<b>4. 教育の実践</b>		
(1)教育実践の基礎理論（内容・方法・計画と評価）	0	
(2)教育実践の多様な取り組み	0	
<b>5. 生涯学習社会における教育の現状と課題</b>		
(1)生涯学習社会と教育	0	
(2)現代の教育課題	D社	

5社（A、B、C、D、G）が「教育の思想と歴史的変遷」〈子ども観と教育観の変遷〉において、「子どもの発見」エレン・ケイからの子ども観の変遷から、学ぶ権利や育つ権利まで教育の変遷をCRCとの関連に紐づけて記載している。2010年以降に学校以外に教育を受ける機会を保障する運動につながったことに触れ、教育の在り方についてとりあげている出版社（E）もみられた。「教育の制度」において、国内外の教育の制度の変遷に加え、子ども家庭福祉の法令、制度についてもCRCを踏まえて記述されている。教育を受ける権利の侵害についてもCRCを踏まえ取り上げている出版社（D）もみられた。

「教育原理」におけるCRCの取り扱いの特徴として、教育を受ける対象としての児童観の変遷、および教育を受ける権利、また、子ども家庭福祉との関連性から学校教育以外の場における家庭教育さらには子どもが育つ場（学校以外のサードプレイス）としての地域の役割などの根拠となること、さらには大人の在り方としてCRCの理念を置いていることがみられた。教育の実践の教授内容の項目においては取り扱いが0件であったことからも、CRCが理念や内実の解説にとどまり、教育実践との関連での取り扱いがないことが明らかであった。実践におけるCRCとの関連が課題となることが明らかとなった。

### 3. 原理科目におけるCRC取り扱いの特徴

「保育原理」および「教育原理」の取り扱いの特徴を図式化したCRC記載の傾向は図1の通りである。教科書に記載されたCRCの内容と項目を「保育原理」及び「教育原理」の教授内容と照合し、取り上げた出版社の数（最小1社～最大5社）と項目を図式化したものである。「保育原理」「教育原理」の比較関連図として示す。

「保育原理」、「教育原理」における教授内容とCRCの取り扱い内容の分析から、「保育原理」「教育原理」とともに子ども家庭福祉の関連性においてCRCを取り扱っていることが示された。保育原理においては、「保育の理念と概念」の教授内容の理解として、CRCを取り扱っており、教育原理では、「子ども観と教育観の変遷」において、CRCを解説している。また、保育原理だけでなく、教育原理においても、子どもの最善の利益を根幹におき、子どもをどのような存在としてとらえるのか、という意義と目的、さらに子ども観の原理原則としてCRCを位置づけている。また、国内にとどまらず、目指す子ども観は世界共通の理念であることを理解できるよう諸外国の思想や歴史にてCRCを取り扱っている。

一方で、出版社毎に独自性がみられたこととして、保育原理では〈子どもの最善の利益と保育〉〈日本の保育の現状と課題〉〈子どもの理解に基づく保育の過程とその循環〉がみられた。また、教育原理では、〈教育の意義〉〈教育の目的〉〈人間形成と家庭・地域・社会等との関連性〉〈諸外国の教育の思想と歴史〉〈教育制度の基礎〉〈教育法規・教育行政の基礎〉〈諸外国の教育制度〉〈現代の教育課題〉であった。CRCの視点に基づいた観点より、保育・教育の意義や子ども観の原理の根幹としてCRCを取

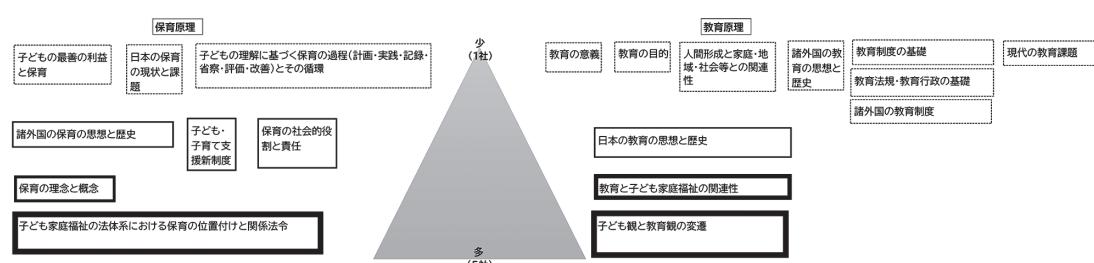


図1. 原理科目にみるCRC記載項目の関連図

り扱うことと、CRCを根拠として現代の問題提起として取り扱うことの二分化が特徴として示された。二重構造によりバランスよく扱っている出版社もある一方で、CRCの解説のみにとどまるものもみられた。保育者の資質・能力の向上としての保育の循環においてCRCを取り扱っていたのは「保育原理」に関しては1社のみであったことや実践に関連した事例がみられないことからも、CRCの取り扱いは概念とその説明にとどまり、保育内容や実践とのつながりが示されていないことが明らかとなった。

#### IV. 総合考察

本研究は平成29年告示、平成30年施行となった保育所保育指針、幼稚園教育要領、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に準拠する「保育原理」、「教育原理」の教科書のテキスト分析より、保育者の専門職性の養成が行われているのか、その実態をモニタリングすることを目的とした。その結果、原理科目の教科書におけるCRCの取り扱いの傾向として、「保育の意義および目的」にて子ども観の変遷より子どもの最善の利益の理念が示され、また、「思想と法や制度の歴史的変遷」にて、CRCの思想および歴史的変遷の説明がなされていることが明らかとなった。一方、子どもの理解に基づく保育の過程（計画・実践・記録・省察・評価・改善）とその循環（「保育原理」）や保育内容、また、教育の実践（教育実践の基礎理論/内容・方法・計画と評価）および教育実践の多様な取り組み（「教育原理」）においては取り上げている出版社が希少であり、子どもの権利の理解に基づく実践内容の記載が原理科目の教科書に記述されない実態が明らかになった。原理科目の教授内容において、思想や歴史的変遷にとどまらず、現代的課題や保育・学校教育を超えた福祉と教育、また家庭・子育てに踏み込んでCRCの観点を含む出版社もあり、「保育原理」と「教育原理」が福祉と教育および子ども家庭福祉の観点より、近接になっていることも示唆された。「保育原理」「教育原理」科目の目標を考慮すると、原理科目にとどまらず、保育内容や計画評価においても子どもの権利の理解に基づく教授内容が必要といえよう。昨今、CRCに基づく保育内容に関連した教科書<sup>10)</sup>も発行されているが、原理科目を踏まえた保育内容科目との関連を検討することの課題が残された。

1991年11月日本弁護士連合会人権擁護大会にてユニセフ日本・オーストラリア・ニュージーランド事務所所長 アンワルル・カリム・チョウドリ氏は「この条約は『子どものためのマグナ・カルタ』であり、『子ども最優先』の原則を概念的に表現したもの（中略）・・・しかし、『子ども最優先』の原則を実践するためには、政治家や報道関係者、市民の参加を得て、私たちの社会を『条約』の条項に合致したものにする必要がある」<sup>11)</sup>と述べている。2024年には子どもの権利条約批准30年を迎える今、概念的に表現された性質をもつCRCの理念を保育実践において「子ども最優先」として実現するために求められることは何であろうか。保育者養成段階からの人権の理解と尊重および子どもの権利を視点にもち、子どもとのかかわりにとどまらず、保育のデザイン、計画・評価を含めて保育実践を常に省察することができる保育者の在り方の再考が必要であろう。改めて子どもの傍らにある人としての子どもの権利の理解とその醸成を目標とした養成課程の検討が課題であることが示唆された。子どもにかかわる保育者としてのまなざしが育つ萌芽期に「乳幼児は子どもの権利の保持者である」<sup>15)</sup>ことを養成課程の中で包括的に学び続け省察する機会と経験を繰り返し積み重ねていくことが、子どもの権利を概念的な表現にとどめず、実践とのつながりへの実現に向けた土壌をつくり、子どもの権利条約の批准30年の先も「子ども最優先」の実現にむけた子どもの傍らにある人と社会をつくることにつながるといえよう。

## 謝 辞

本研究はR3年度保育士養成協議会関東ブロック研究助成一部受託によるものであり、日本保育者養成教育学会第7回大会発表の一部に加筆修正したものである。なお、本研究はOMEP日本委員会CRCプロジェクト（2020－2022）の一環である。関係者の皆様に心より感謝申し上げます。

## 引用参考文献

- 1) 児童福祉法（昭和二十二年法律第二百六十四号）（抄）
- 2) こども家庭庁設置法（令和5年4月1日施行）第三条
- 3) 同上 第四条三
- 4) 同上 第四条四
- 5) 指定保育士養成施設の指定及び運営の基準（平成30年4月改正）厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室厚生労働省子ども家庭局保育課（2022）「保育所等における虐待等に関する対応について」
- 6) 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長「指定保育士養成施設の指定及び運営の基準について」（一部改正子発0427第3号 平成30年4月27日）
- 7) 同上
- 8) 保育教諭養成課程研究会（著）（2017）「幼稚園教諭養成課程をどう構築するか～モデルカリキュラムに基づく提案」萌文書林
- 9) OMEP日本委員会（2022）「子どもの権利条約（CRC）プロジェクト報告書 保育者養成課程における『子どもの権利条約』の意義と位置を考える—保育者養成課程のテキストに見る同条約の取り扱いの分析から—」pp.18-26
- 10) 森真理、猪田裕子（2022）「子どもの権利との対話から学ぶ 保育内容総論」北大路書房
- 11) 日本弁護士連合会編・著（1993）「子どもの権利条約と家族・教育・少年法 子どもたちの笑顔がみえますか 法的検討と提言」こうち書房p.3
- 12) OMEP日本委員会（1999）「幼児と人権—子どもを暴力から守る—」OMEPレゾリューション・プログラム報告
- 13) 佐々木幸寿、牛玄（2019）「学校教育における教育基本法と子どもの権利条約の意義—普通教育における学習権保障の二つの法体系—」東京学芸大学教職大学院年報8巻、p.9
- 14) 濱中啓二郎、吉田直哉、田口賢太郎、増田翼、久保田健一郎（2020）「保育学における理論＝実践のインターフェイスとしての『保育原理』『教育原理』の再構築—日本保育学会 第73回大会の自主シンポジウムにおける問題提起—」子ども教育研究所紀要16巻
- 15) 世取山洋介「乳幼児期における子どもの権利の実施」に関する一般的な注釈 第7号 民主教育研究所年報／民主教育研究所 編（7）298-329, 2006

